

# 民間委託推進計画

～民間活力の導入による効率的・効果的な行政サービスの提供を目指して～

平成19年1月

岡山県

# 目 次

1	計画策定の趣旨等	1
	(1) これまでの取組	1
	(2) 計画策定の背景、趣旨	1
	(3) 計画期間	2
2	民間委託推進の考え方等	2
	(1) 民間委託推進の考え方	2
	(2) 民間委託検討の視点	3
3	民間委託を進める業務等	4
	(1) 事務事業の総点検	4
	(2) 総務事務の集中化	5
	(3) 直営施設への指定管理者制度導入	5
4	さらなる民間活力導入に向けた取組	6
	(1) 市場化テストの導入	6
	(2) 事務事業の不断の点検	7
	(3) その他の取組	7
	別表「民間委託を行う業務」	8
	参考資料1「総務事務見直しの方向性」	12
	参考資料2「直営施設の管理運営のあり方再検証の概要」	13

## 1 計画策定の趣旨等

### (1) これまでの取組

本県においては、これまでも、3次にわたる行財政改革の取組の中で、簡素で効率的・効果的な行政システムの構築を図るため、高度の知識、技術等を要し人材確保が困難なもの、多量の業務を短期的に処理するもの、民間で類似の業務を行っているものなど、各種業務の積極的な民間委託に取り組んできたところである。

#### [ これまで民間委託を行ってきた主な業務 ]

- ・印刷業務
- ・道路維持管理業務（路面清掃・除雪等）
- ・職員研修業務
- ・文書収発業務
- ・情報ネットワーク管理業務
- ・自動車税審査業務（申告審査補助等）
- ・公用車の維持管理業務

また、公の施設の管理運営についても、103施設について地方自治法に基づき管理委託を行ってきたところであるが、地方自治法の改正に伴い、これらの施設のうち廃止・譲渡を行うこととした6施設を除く97施設について、昨年4月に一斉に指定管理者制度を導入した。また、おかやま旧日銀ホールなど新設5施設についても、施設の供用開始に合わせ指定管理者制度を導入したところである。

### (2) 計画策定の背景、趣旨

本計画は、平成17年12月に策定した改訂第3次行財政改革大綱に掲げる「スリムで効率的な県庁」の実現に資するため、民間委託の一層計画的な推進を図るために策定するものである。

この計画においては、民間委託推進の考え方を明らかにするとともに、当面民間委託を進めていく具体業務を示しており、今後は、事務事業の不断の見直しにより、この計画に掲げた考え方にに基づきさらなる民間委託を進めていく。

### (3) 計画期間

本計画の推進期間は、改訂第3次行財政改革大綱の推進期間に合わせ平成21年度までとする。

## 2 民間委託推進の考え方等

### (1) 民間委託推進の考え方

少子高齢化の進展等により公共サービスへの期待が広がる一方、厳しい財政状況が続く中、これまで県が担ってきた行政サービスを引き続き適切に提供していくためには、限られた財源を選択と集中により適切に配分した上で、その効率的・効果的な活用に最大限努める必要がある。

今日、いわゆる公共分野においても民間企業やNPOなどの活動が広く行われているところであり、そうした民間の効率性や専門的な技術力等を活用することによって、県民ニーズに柔軟に対応した行政サービスをより効率的・効果的に提供することが期待できる。

こうしたことから、民間の能力、活力を積極的に活用することを基本に、個別業務について以下の視点で委託の適否を十分検証しつつ、民間委託のさらなる拡大に取り組み、民間活力の積極的な導入を進めることとする。

#### ア 直接執行分野

県が実施すべき業務のうち県職員が直接実施することが必要又は適当な分野であり、次のような業務が想定される。

- ・政策立案や公の意思形成に直接関わるもの  
( 予算の編成、条例・規則等の制定、重要な計画・指針の策定など )
- ・許認可等の公権力の行使に当たるもの
- ・災害対策や安全・安心の確保など危機管理に直結し、県の責任において実施することが必要なもの
- ・法令の規定により、県が実施することとされているもの
- ・その性質上、県が自らの名において行うのでなければ成立しないもの

など

## イ 民間委託分野

県が実施すべき業務のうち直接執行分野に該当しない業務については、いわゆる業務委託や、労働者派遣法に基づく派遣職員の活用、公の施設に係る指定管理者制度など、民間委託の様々な手法を通じて民間のノウハウを活用していくことが適当である。

### (2) 民間委託検討の視点

個別業務について民間委託を検討する上では、次の点に留意する必要がある。

#### ア 効率性の検証

委託の検討に当たっては、直営で行っている業務とのコスト比較を行い、費用対効果に留意するとともに、委託することにより総体的に効率性が拡大するかどうかを検証

#### イ サービスの質の確保

委託することによって、県民サービスの低下を招くことのないよう、中長期的な視点も踏まえて検討

#### ウ 適正な事業執行の確保

委託の検討に当たっては、その手法や効果、県民サービスの維持向上、個人情報などの機密保持、危機管理への十分な対応など、県として適正な業務執行の確保に留意

#### エ 受託機関の存否

地域における受託可能機関の有無を確認

#### オ 人材派遣の活用

民間への業務委託に加え、労働者派遣法に基づく派遣職員の活用も視野に入れた幅広い検討

### 3 民間委託を進める業務等

今後民間委託を進める業務を具体的に抽出するため、このたび、事務事業の総点検を行うとともに、総務事務の集中化や直営施設への指定管理者制度導入の検討等を行った。

#### (1) 事務事業の総点検

今回の事務事業の総点検に当たっては、前記の「民間委託推進の考え方等」に掲げた考え方を踏まえ、業務のあり方を検討するとともに、業務の性質が次の類型に該当するものについては、民間委託の効果が高いと考えられることから、民間委託を特に積極的に検討したところである。

#### [ 民間委託の効果が特に高いと考えられる業務類型 ]

類 型	内 容
定型的業務	定例・定型的又は大量な業務を反復して行う業務で、委託により行政運営の効率化や経費の削減などが期待できるもの
時期集中業務	業務の形態が時期的に集中する業務で、委託により行政運営の効率化や経費の削減などが期待できるもの
専門的業務	高度な技術、技能や専門的な知識を必要とするもの又は民間分野における技術革新のスピードが速いもの
イベント・研修業務	各種イベント、シンポジウム、セミナー、研修会などにおいて、委託により効果的な運営が期待できるもの
施設管理運営業務	公の施設の管理運営で、指定管理者制度の活用又は業務委託により効率化や経費の削減などが期待できるもの
その他	その他、委託により効率化や経費の削減などが期待できるもの

#### (2) 総務事務の集中化

給与、旅費計算をはじめとしたいわゆる総務事務については、本県においては、各部局の主管課において一定の集中処理（主管課制度）を行うなど、既に事務処理の効率化等を図っているところであるが、さらなる効率化を進めるた

め、業務の一層の集中化が必要である。

そのため、平成19年4月を目途に集中化組織を設置し、原則として当該組織において一括処理を行うこととし、この一括処理には定型的な業務が相当程度含まれ、また、業務の時期が集中する面もあることから、業務の繁閑に応じて派遣労働者の活用を積極的に行い、業務執行体制の弾力化、効率化を図ることとする。

なお、業務によっては財務会計システムをはじめとした処理システムの整備が一層の効率化に有効と考えられるものがあるが、システム整備には一定の期間、経費が必要となることから、さらなる効率化を目指し、必要な検討、準備を行うこととする。

**参考資料1** 「総務事務見直しの方向性」参照

### (3) 直営施設への指定管理者制度導入

公の施設の管理運営に関しては、これまで管理委託を行っていた97施設及び新設の5施設に既に指定管理者制度を導入したところであるが、さらに、現在県が直接管理運営を行っている施設（直営施設）について、指定管理者制度導入を含めた管理運営のあり方について再検証を行ったところであり、その結果を踏まえ、次の10施設について指定管理者制度を導入することとする。

#### [ 直営施設のうち指定管理者制度を導入する施設 ]

所管部局	施設名	導入区分	導入時期	備考
企画振興部	吉備高原都市センター区広場	全部導入	H19.4	
生活環境部	県立美術館	一部導入	H19.4	
	天神山文化プラザ	全部導入	H20.4以降	
	自然保護センター	全部導入	H19.4	
土木部	港湾施設	一部導入	H20.4以降	岡山港に先行導入
教育庁	生涯学習センター	一部導入	H19.4	
	県立図書館	一部導入	H19.4	
	渋川青年の家	全部導入	H20.4以降	
	青少年教育センター閑谷学校	全部導入	H20.4以降	
	県立博物館	一部導入	H19.4	

(注) 「導入区分」欄の「一部導入」は、施設の維持管理など、管理運営の一部に指定管理者制度を導入するもの

**参考資料2** 「直営施設の管理運営のあり方再検証の概要」参照

上記の(1)事務事業の総点検、(2)総務事務の集中化、(3)直営施設への指定管理者制度導入のそれぞれの検討結果を踏まえ、今後民間委託を進めていくこととした業務を整理すると、**別表**「民間委託を行う業務」のとおりである。

#### 4 さらなる民間活力導入に向けた取組

民間活力導入の推進に当たり、この計画に掲載した業務について着実な民間委託を行うことと併せ、さらなる推進を図るため次の取組を進める。

##### (1) 市場化テストの導入

市場化テストは、民間事業者の創意と工夫が反映されることが期待される一体の業務（(例)企画から実施までの包括的業務）を選定し、その業務について民間事業者に企画提案を求め、官民競争入札又は民間競争入札の手法により、価格だけではなくサービスの質まで含めた総合評価方式での委託先を決める手法である。

平成18年7月、「公共サービス改革法（市場化テスト法）」が施行され、市場化テストについて法的な位置付けがなされたところであり、また、業務の民間開放を進めていく上で一つの有効な手法と考えられることから、その導入に向けた取組を積極的に進めることとする。

なお、この導入に当たっては、実際の制度運用に当たっての課題等について十分検証を加える必要があることから、公舎等管理業務について平成20年4月の委託に向けモデル導入を進めていくこととし、このモデル導入も踏まえ適切かつより有効な制度運営を検討した上で、対象業務の拡大を目指していくこととする。

##### (2) 事務事業の不断の点検

民間委託を行う業務については、本年度実施した「事務事業の総点検」において個別に検討したところであるが、さらに今後とも、毎年度実施する「一般



事務事業評価」において、事務事業の新設や内容の変更に応じ、事務事業の担当部局において、効率的実施の観点等から民間委託を積極的に検討し、その拡充を図ることとする。

また、民間の視点に立ってさらに民間委託の取組を進めるためには、個別業務の検討に当たって民間事業者からの意見や提案を十分聞くことが有効であり、意見聴取・提案受付の仕組みを検討する。

### (3) その他の取組

民間活力の導入に関しては、E S C O事業（注）など民間の能力を活用する新たな事業手法、仕組みが構築され、実際の導入事例も出てきつつある。本県においても、様々な分野においてより効率的・効果的に業務を実施する観点から、こうした新たな事業手法、仕組みについて幅広く検討を行うこととする。

（注）E S C O事業（Energy Service Company）:

民間の資金やノウハウを活用して、省エネルギーのための設備機器の更新、運転管理等を行い、光熱水費の削減により投資の回収を図る事業

## 民間委託を行う業務

事務事業の総点検や総務事務の見直し、直営施設の管理運営のあり方の再検証を踏まえ、今後、次の業務について民間委託を進めていくこととする。

## 1 民間委託を進める業務

部局	委託業務	業務内容及び方向性	担当課	目標年次等
各部局共通	給与事務	現在各主管課・各主務課で行っているいわゆる総務事務について、新たに集中化組織を設置の上、派遣労働者を活用し集中処理を行う。	各主管課・各主務課	平成19年度（システム整備を伴うものは平成21年度以降）
	旅費事務			
	臨時・非常勤職員関係事務			
	共通経費支払事務 (光熱水費、通信費等)			
	職員福利厚生事務			
総務部	公舎等管理	職員公舎・寮の管理について、既に委託している修繕業務に入退居受付業務、設備点検業務等を加え、市場化テストのモデル導入により、全面委託化する。	管財課	平成20年度
企画振興部	ユニバーサルデザイン・シンポジウム	ユニバーサルデザイン・シンポジウムの開催について、委託化する。	企画振興課	平成21年度
	吉備高原都市センター区広場の管理	吉備高原都市センター区広場の管理全般について、指定管理者制度を導入する。	地域振興課	平成19年度
生活環境部	県立美術館の管理	県立美術館の管理について、施設の維持管理など一部に指定管理者制度を導入する。	文化振興課	平成19年度
	天神山文化プラザの管理	天神山文化プラザの管理全般について、指定管理者制度を導入する。	文化振興課	平成20年度以降
	交通安全教育講師団運営	地域の交通安全教室等に派遣する交通安全教育講師団に関する業務について、委託化する。	交通対策課	平成19年度
	青少年環境保全学習・体験	青少年による「エコ＊ボランティア」グループの組織化、環境学習・環境保全体験会の企画・実施について、委託化する。	青少年課	平成19年度

部 局	委 託 業 務	業 務 内 容 及 び 方 向 性	担 当 課	目 標 年 次 等
	自然保護センターの管理	自然保護センターの管理全般について、指定管理者制度を導入する。	自然環境課	平成19年度
	自然保護推進員研修会	自然保護推進員の資質の向上を図るための研修会の実施について、委託化する。	自然環境課	平成19年度
	ピオトープづくりセミナー	ピオトープに関する理解を深めるためのセミナーの開催について、委託化する。	自然環境課	平成19年度
保健福祉部	実習指導者養成講習会	看護学生の実習指導を行う者等に知識・技術を習得させる講習会の開催について、委託化する。	施設指導課	平成20年度
	放課後児童クラブ指導者研修会	放課後児童クラブの指導を行う職員の育成及び資質の向上を図るための研修会の開催について、委託化する。	子育て支援課	平成19年度
産業労働部	計量検定検査等	既に委託している計量の普及・適正化指導等に加え、計量器の検定及び集合検査等を新たに委託化する。	産業企画課	平成19年度
	観光客動態調査	既に市町村に委託している実地調査に加え、県が直営で実施している定点調査を新たに委託化する。	観光物産課	平成19年度
	労働関係広報誌編集発行	労働関係の広報誌「おかやま労働」の発行について、委託化する。	労政・雇用対策課	平成19年度
農林水産部	全国農林水産祭出展	全国農林水産祭「実りのフェスティバル」への岡山県ブースの出展について、既に委託しているブース設営に加え、設置・運営全般を委託化する。	農政企画課	平成19年度
	米消費拡大イベント等開催	高校生のためのライスセミナーの開催について、派遣労働者を活用する。	生産流通課	平成21年度
	魚介類種苗生産	栽培漁業センターにおける放流用ヒラメ生産等について、委託化する。	水産課	平成21年度
土 木 部	公共工事設計・積算	既に委託している設計業務に加え、積算業務について、委託先を順次拡大する。	技術管理課	平成19年度以降順次
	港湾施設の管理	港湾施設の管理の一部について、指定管理者制度を導入することとし、岡山港に先行導入する。	港湾課	平成20年度以降

部 局	委 託 業 務	業 務 内 容 及 び 方 向 性	担 当 課	目 標 年 次 等
出 納 局	庁用自動車管理	既に本庁等で導入している庁用自動車のリース化について、出先機関等に順次拡大する。	用度課	平成19年度以降順次
教 育 庁	家庭向け教育広報紙編集発行	家庭向け教育広報紙「こころのわ」の発行について、既に委託している広報紙作成発送に加え、企画編集等も含め、業務全般を委託化する。	総務課	平成19年度
	生涯学習センターの管理	生涯学習センターの管理について、施設の維持管理など一部に指定管理者制度を導入する。	生涯学習課	平成19年度
	県立図書館の管理	県立図書館の管理について、施設の維持管理など一部に指定管理者制度を導入する。	生涯学習課	平成19年度
	渋川青年の家の管理	渋川青年の家の管理全般について、指定管理者制度を導入する。	生涯学習課	平成20年度以降
	青少年教育センター開谷学校の管理	青少年教育センター開谷学校の管理全般について、指定管理者制度を導入する。	生涯学習課	平成20年度以降
	県立博物館の管理	県立博物館の管理について、施設の維持管理など一部に指定管理者制度を導入する。	文化財課	平成19年度
	人権教育講座	教職員を対象としてNPO法人等と協働して開催している人権教育講座「ワークショップのすすめ」について、業務全般を委託化する。	人権・同和教育課	平成19年度
警 察 本 部	警察車両点検・整備	警察本部自動車整備工場を廃止し、全ての警察車両の検査・整備を民間整備工場に委託する。	装備課	平成21年度

上記のほか、道路維持補修等の現業業務について、より効率的な業務執行の観点から徹底した見直しを進めているところであり、そのうち民間委託が適当な業務については、平成20年度以降順次委託を進める。

## 2 引き続き、民間委託を含めた見直しを検討する業務

国から受託して県が行っている次の調査業務（指定統計調査）については、現在、国において当該業務の見直し（民間委託等）についての検討が行われていることから、この動向に留意し、引き続き民間委託等の検討を行う。

指定統計調査：労働力調査、小売物価統計調査、家計調査、個人企業経済調査、  
学校基本調査、学校保健統計調査、毎月勤労統計調査、工業統計調査、  
生産動態統計調査、特定サービス産業実態調査 など

総務事務見直しの方向性

H19.4～(第1段階)

集中化組織の設置

1 総務事務の集中処理

(1) 対象機関

本庁知事部局

(2) 対象事務

次の事務について準備ができたものから順次集中処理

給与事務

旅費事務

臨時・非常勤職員関係事務

共通経費支払事務

(光熱水費、通信費等)

職員福利厚生事務

(3) 民間能力の活用

人材派遣の活用等を進める。

2 さらなる集中化の検討

対象機関の拡大

対象業務の拡大

システム整備

民間能力の活用策の拡大

H21.4以降(第2段階)

集中化組織による運用拡大

1 対象機関の拡大

本庁知事部局、出先機関

教育庁(県立学校を含む)

各行政委員会等

2 対象業務の拡大

出勤・休暇管理事務

会議室予約・財産管理事務

3 システム運用開始



## 直営施設の管理運営のあり方再検証の概要

### 1 再検証を行った施設

現在、県が直接管理運営を行っている 4 4 施設

### 2 再検証の進め方

住民サービスの向上や経費の節減など指定管理者制度導入により期待される効果のほか、直営施設については、施設の設置形態や提供するサービスの内容等に応じ、法律上の制約をはじめとした各種の特性等を有しているものもあることに留意しつつ、多面的な検討を行った。

### 3 再検証の結果

(1) 引き続き県が直接管理すべきもの	2 2 施設
法律上で管理主体が制約されているもの	5 施設
行政処分を行うもの	1 施設
高い公共性、専門性が求められるもの	5 施設
県施策推進との関連性が強いもの	3 施設
個人情報保護の必要性が著しく高いもの	2 施設
その他施設の設置形態等に特別な理由があるもの	6 施設
(2) 地方独立行政法人化の検討を行うべきもの	1 0 施設
	(H19.4から法人化する 2 施設を含む。)
(3) 指定管理者制度の導入が適当なもの	1 0 施設
(4) その他	2 施設

施設一覧（次ページ）参照

[ 施設一覧 ]

所管部局	施設名	方向性			備考
		直営継続	地方独法化 検討	指定管理者 制度導入	
総務部	県立大学				H19.4地方独法化
	県立記録資料館				
企画振興部	吉備高原都市センター区広場				
	岡南飛行場				
	岡山空港				
生活環境部	消費生活センター				
	環境保健センター				
	県立美術館				
	天神山文化プラザ				
	交通事故相談所				
	男女共同参画推進センター				
	青少年総合相談センター				
	自然保護センター				
保健福祉部	福祉相談センター				
	総合福祉・ボランティア・NPO会館				
	県立岡山病院				H19.4地方独法化
	精神保健福祉センター				
	身体障害者更生相談所				
	知的障害者更生相談所				
	県立成徳学校				
女性相談所					
産業労働部	工業技術センター				
	中小企業労働相談所				
	職業能力開発校				
農林水産部	農業総合センター				
	生物学総合研究所				
	総合畜産センター				
	と畜場				
	食肉地方卸売市場				
	水産試験場				
	漁港(14漁港)				
	小型船舶係留施設(漁港分)				
	林業試験場				
木材加工技術センター					
土木部	港湾施設(12港湾)				岡山港に先行導入
	小型船舶係留施設(港湾分)				
	後楽園				
	水島緑地				
	児島湖流域下水道浄化センター				
教育庁	生涯学習センター				
	県立図書館				
	渋川青年の家				
	青少年教育センター開谷学校				
	県立博物館				
合計	44施設	22	10	10	

(注1)「直営継続」欄に記載している番号は、各施設に係る主な直営継続理由であり、その内容は、次のとおりである。

法律上で管理主体が制約されているもの 行政処分を行うもの 高い公共性、専門性が求められるもの  
 県施策推進との関連性が強いもの 個人情報保護の必要性が著しく高いもの  
 その他施設の設置形態等に特別な理由があるもの

(注2)「指定管理者制度導入」欄に記載している内容は、次のとおりである。

「 」: 全部導入 「 」: 施設管理などへの一部導入

(注3)表中 〇 の表示のある施設は、平成19年4月から指定管理者制度を導入予定の施設である。

(注4) 小型船舶係留施設(漁港分・港湾分)については、プレジャーボート対策を進める中で引き続き検討する。